

幕別町選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

幕別町選挙管理委員会委員長

宮本 真由美



50分の1の数            424 人